

労使関係法研究会 開催要綱

1. 趣旨

近年、経済のグローバル化やサービス経済化、IT化の進展等を背景として、産業構造が変化し、企業組織再編が活発に行われる一方、パート、派遣労働者等の労働組合の加入率が特に低い非正規労働者が増加することにより、労働組合の組織率の低下が一段と進んでいる。

このような経済社会の変化に伴い、集团的労使関係法制上も新たな課題が生じてきており、労使関係の安定を図る観点から、学識経験者を参集し、今後の集团的労使関係法制のあり方について検討を行う。

2. 検討事項

近年、労働者の働き方が多様化する中で、業務委託、独立事業者といった契約形態下にある者が増えており、労働組合法上の労働者性の判断が困難な事例が見られる。このため、本研究会は、当面、労働組合法上の労働者性について検討を行う。

※ 最近では、業務委託、独立事業者といった契約形態下にある者について、中労委の命令と裁判所（下級審）の判決で異なる結論が示されたものがある。

3. 構成等

- (1) 本研究会は、厚生労働省政策統括官（労働担当）が招集する。
- (2) 本研究会の構成員は、別紙に掲げる構成員とする。ただし、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (3) 本研究会に座長を置き、構成員の互選によってこれを決定する。

4. 運営

- (1) 本研究会は、公開とする。
- (2) 本研究会の庶務は、厚生労働省政策統括官付労政担当参事官室で行う。

(別紙)

労使関係法研究会委員

荒木 尚志 東京大学大学院法学政治学研究科教授

有田 謙司 専修大学法学部教授

竹内 (奥野) 寿 立教大学法学部准教授

橋本 陽子 学習院大学法学部教授

原 昌登 成蹊大学法学部准教授

水町 勇一郎 東京大学社会科学研究所教授

山川 隆一 慶應義塾大学法科大学院教授

(敬称略・五十音順)